

令和4年9月9日  
農 林 水 産 省

## 農林水産省食料安定供給基盤強化本部の設置について（案）

### 1 趣旨

食料安全保障の実現及び農林水産業の持続的な発展に向けて、構造的な課題に対応するための各般の施策を検討するとともに、農政の基本的な方向を示す食料・農業・農村基本法について総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を進めることを目的に、「農林水産省食料安定供給基盤強化本部」を設置する。

### 2 本部の構成

- (1) 本部の構成は別紙1のとおりとする。
- (2) 本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成は別紙2のとおりとする。
- (3) 幹事会は、次に掲げる業務を行う。
  - イ 食料・農業・農村基本法の検証・見直しに向けた検討に関すること。
  - ロ 食料安全保障の実現及び農林水産業の持続的な発展のために必要な施策の検討に関すること。
  - ハ 本部への報告に関すること。
- (4) 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができる。

### 3 本部の庶務

本部の庶務は、大臣官房政策課が担当する。

(別紙 1)

## 農林水産省食料安定供給基盤強化本部 構成員

本部長	農林水産大臣
本部長代理	農林水産副大臣 農林水産副大臣
副本部長	農林水産大臣政務官 農林水産大臣政務官
本部長補佐	事務次官
本部員	農林水産審議官 官房長 大臣官房総括審議官 (※幹事長) 大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 大臣官房技術総括審議官 兼 農林水産技術会議事務局長 大臣官房危機管理・政策立案総括審議官 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 統計部長 検査・監察部長 消費・安全局長 輸出・国際局長 農産局長 畜産局長 経営局長 農村振興局長 林野庁長官 水産庁長官 農林水産政策研究所長

農林水産省食料安定供給基盤強化本部 幹事会構成員

幹事長	総括審議官
事務局長	政策課長
事務局長代理	大臣官房参事官
幹事	報道官
	秘書課長
	文書課長
	予算課長
	政策課食料安全保障室長
	政策課技術政策室長
	広報評価課長
	地方課長
	環境バイオマス政策課長
	大臣官房参事官(経理)
	大臣官房参事官(デジタル戦略)
	新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課長
	統計部管理課長
	検査・監察部調整・監察課長
	消費・安全局総務課長
	輸出・国際局総務課長
	農産局総務課長
	畜産局総務課長
	経営局総務課長
	農村振興局総務課長
	農林水産技術会議事務局研究調整課長
	林野庁林政部林政課長
	水産庁漁政部漁政課長
	農林水産政策研究所企画広報室長